

空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁

のための自主行動計画【概要】

1 計画策定の目的

日空衛は、令和6年10月に策定した「新たな中期ビジョン 日空衛 2025」に基づき、持続可能な空調衛生工事業の実現に向け、担い手の確保・育成、生産性向上及び健全な経営環境の構築を柱とする取組を推進してきた。

空調衛生工事の現場を支える建設技能者は、協力会社等を含むサプライチェーン全体によって支えられている。しかしながら、人手不足の深刻化、労務費の上昇、資機材価格やエネルギーコストの高騰が続く中、適正な原価が取引価格に十分反映されない場合には、建設技能者の処遇改善や業界の持続的発展に重大な支障が生じるおそれがある。

こうした状況を踏まえ、「労務費等の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」及び受託中小企業振興法に基づく振興基準、さらには第三次担い手3法の全面施行並びに「中小受託取引適正化法(取適法)」の施行に対応し、会員企業が主体的に行動することが強く求められている。

本自主行動計画は、会員企業が注文者及び受注者双方の立場において取るべき具体的行動を明確化し、労務費、資機材価格、エネルギーコスト等(以下「労務費等」という。)の適切な価格転嫁を実現することを目的として策定するものである。

2 基本的な考え方

本計画は、建設技能者の適正な労働条件の確保と処遇改善を通じ、空調衛生工事業界全体の持続的発展を実現することを目的とし、次の考え方を基本とする。

第一に、受発注者を階層的関係ではなく対等な「パートナー」として位置付け、相互信頼に基づく協力関係の下で、公正な取引慣行に則った価格交渉を行う。

第二に、会員企業は注文者と受注者の双方の立場を有することを踏まえ、それぞれの立場に応じて適切に行動する。注文者としては協力会社等の適正な利益確保を支援し、受注者としては労務費等の上昇分を明確な根拠とともに提示し、積極的に価格転嫁を求める。

第三に、重層下請構造を踏まえ、協力会社の再委託先における価格適正化にも配慮し、サプライチェーン全体での健全な取引関係を構築する。

第四に、施工のみならず資材業者、作図業者、警備業者、運送業者等を含む関連事業者との取引においても同様の配慮を徹底する。

第五に、取適法の趣旨を踏まえ、可能な限り「下請」という用語を避け、「協力会社」「サプライヤー」等の用語を用いる。

3 会員企業が取り組む主な行動

(1) 注文者としての行動

見積段階では、労務費等の内訳を明示した見積書の提出を求め、公共工事設計労務単価等の公表資料を踏まえた積算を促す。見積条件は具体的に書面で提示し、十分な見積期間を確保する。

発注段階では、標準契約約款等を用い、原則として着工前に契約を締結する。特に、労務費等の変動に対応する価格改定条項を必須とするほか、コミットメント条項の明記を励行する。不当な指値発注や原価割れ発注を行わないとともに、適正工期の確保にも配慮する。

工事中は、労務費等の変動があれば速やかに情報共有し、追加費用について協議する。価格引上げ要請を理由とする不利益取扱いは行わない。

支払面では、労務費相当分は現金払いを徹底し、振込手数料、手形の割引費用等は注文者の負担とする。また、迅速かつ確実な支払いに努め、手形払いは極力行わず、止むを得ない場合も手形期間は60日以内とする。

(2) 受注者としての行動

見積段階では、労務費等の内訳を明示し、その上昇分を適切に反映した見積書を提出する。公共工事設計労務単価等を活用し、根拠ある価格提示を行う。原価を著しく下回る見積は行わない。

受注段階では、価格改定条項及びコミットメント条項の明記を求め、適正工期の確保に努める。

工事中・工事後は、労務費等の上昇に伴う追加費用について契約変更の協議を積極的に行う。価格提示を待つのではなく、希望価格を主体的に提示する。

(3) 双方の立場での取組

経営トップが価格転嫁受入れ方針を決定・公表し、パートナーシップ構築宣言(別添ひな形参照)等により社内外に明示する。営業・積算担当者への研修を実施し、価格交渉力を高める。価格交渉の記録を作成・保管し、透明性を確保する。

4 日空衛によるフォローアップ

日空衛は、市場動向や法令改正を踏まえた定期的な見直しを行うとともに、会員企業への周知・情報提供を通じて本計画の実効性を高める。あわせて、継続的なモニタリングを実施し、業界全体での価格転嫁の定着を図る。

<別添> 略